

宇部市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第9号。以下「条例」という。）第9条の規定により、犯罪行為により被害を受けた市民の援護に資するため、犯罪被害者等に対し行う見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 警察署の被害届等により確認できた犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者又はその遺族をいう。

(4) 重傷病 負傷又は疾病であって、その治療に要する期間が1月以上（入院3日以上を含む）であると医師により診断されたものをいう。

あるいは1か月以上の療養かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患と医師により診断されたものをいう。

(5) 性犯罪 刑法第176条、第177条及び第179条の罪並びに第177条及び第179条第2項の罪の未遂罪に当たる行為をいう。

(6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

(見舞金)

第3条 見舞金の種類及び額は、次の号に掲げるとおりとし、それぞれ一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金は犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族に、傷害見舞金は犯罪行為（第2条第5号の規定による性犯罪を含む）により重傷病を負い、かつ当該被害を受けた時に市民であった者に対し、それぞれ支給する。

3 傷害見舞金受給者が当該犯罪行為よりその後死亡した場合、遺族見舞金については傷害見舞金との差額を支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる死亡被害者の遺族は、次の順位に支給する。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 死亡被害者の収入により生計を維持していた死亡被害者の子、養父母、実父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、養父母、実父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

2 同順位遺族が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を見舞金の代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者への支給は、同順位全員に対してなされたものとする。

3 前項に規定する協議が整わない場合は、見舞金を当該人数で除して得た額（1円未満の端数は切り捨て）をそれぞれ支給する。

（見舞金を支給しない場合）

第5条 被害者又は遺族に次の号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆、幫助又は容認した場合

(2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為をした場合

(3) 当該犯罪に関する著しく不正な行為をした場合

(4) 当該犯罪の報復として、加害者又は関係者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

(5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属している

(6) 他市において、犯罪被害者等見舞金を受給した場合

(7) 被害者とその遺族又は加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金支給が社会通念上不適切と認められる場合

（遺族見舞金の申請）

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、宇部市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書(別記様式第1号)により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、市が必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

(2) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本、抄本その他の市町村長が発行する証明書

(3) 婚姻関係にあったことを証する書類(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に限る。)

(4) 犯罪被害者の収入により生計を維持していたことを証するもの(第4条第1項第2号に掲げる者に限る。)

(5) 犯罪被害者が当該犯罪被害時に本市に居住していたことを証する書類

(6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）

(7) その他市長が必要と認める書類

（傷害見舞金の申請）

第7条 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、宇部市犯罪被害者等傷害見舞金支給申請書(別記様式第2号)により市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、市が必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

ただし、第2条第5号による被害に該当する場合は、これを省略できるものとする。

(2) 犯罪被害者が当該犯罪被害時に本市に居住していたことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 傷害見舞金の支給を受けようとする者が未成年であるときは、その法定代理人が申請を行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証する書類を提出しなければならない。

4 傷害見舞金の支給を受けようとする者がやむを得ない事情により当該見舞金の申請を行うことが困難であると認められるときは、当該支給を受けようとする者の3親等以内の親族、又はパートナーシップの関係にあると認められる者が代理人として申請し、支給を受けることができる。この場合において当該親族は、支給を受けようとするものとの続柄を証する書類を提出しなければならない。また、パートナーシップの関係にあると認められる者は、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領証書等）を提出しなければならない。

(見舞金の申請期限)

第8条 第6条及び第7条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日又は被害者の死亡日から2年を経過した場合はすることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りでない。

(支給決定)

第9条 市長は、第6条及び第7条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金支給の可否を決定し、宇部市犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項規定の決定を行うために必要がある場合は、犯罪被害者等に対し報告を求めることができる。また犯罪被害者等の同意を得て、関係機関等に対し犯罪行為に関する情報、犯罪被害者等の続柄及び居住等の実態、死亡及び重症病の被害の調査をすることができるものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定による見舞金支給の決定通知を受けた者は、宇部市犯罪被害者等見舞金請求書(別記様式第4号)を市長へ提出し、見舞金を請求するものとする。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、第9条の規定による見舞金支給の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第5条に規定する見舞金を支給しない場合に該当するため、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は見舞金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、宇部市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以後に犯罪行為を受けた犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

宇部市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()
被害者との続柄

次の事項に同意した上で、宇部市犯罪被害者等見舞金支給要綱第6条の規定により、遺族見舞金の申請をします。

【同意事項】

- 下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します（□にチェック）。
- 本申請にあたり、代表申請者として申請資格のある遺族全員が承認済みです（□にチェック）。

死亡被害者	氏名	
	生年月日	
	被害当時の住所等	
	死亡年月日	
被害状況	犯罪行為のあった日	
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署 及び 被害届の受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名 ()
他市の当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有・無

宇部市犯罪被害者等傷害見舞金支給申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()
被害者との続柄

次の事項に同意した上で、宇部市犯罪被害者等見舞金支給要綱第7条の規定により、傷害見舞金の申請をします。

【同意事項】

- 下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します（□にチェック）。

犯罪被害者	氏名	
	生年月日	
	被害当時の住所等	
被害状況	犯罪行為のあった日	
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署 及び 被害届の受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名 ()
他市の当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有・無

宇部市犯罪被害者等性犯罪見舞金支給申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()
被害者との続柄

次の事項に同意した上で、宇部市犯罪被害者等見舞金支給要綱第7条の規定により、傷害見舞金の申請をします。

【同意事項】

- 下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します（にチェック）。

犯罪被害者	氏名	
	生年月日	
	被害当時の住所等	
被害状況	犯罪行為のあった日	
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署 及び 被害届の受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名 ()
他市の当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有・無

宇部市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

宇部市犯罪被害者等見舞金支給要綱第10条により。見舞金を請求します。

請求金額							円
------	--	--	--	--	--	--	---

【振込先】

金融機関名 _____ (支店名)

口座種別 _____

口座番号 _____

(フリガナ) _____

名 義 _____